

新輸出大国コンソーシアムの運営に係る実施要綱

制定 2016年3月16日
改訂 2019年3月19日
改訂 2026年2月2日
独立行政法人日本貿易振興機構

1. 目的

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）及び日ＥＵ・ＥＰＡ、その他交渉中のＲＣＥＰ等、日本との経済連携協定を締結等する国・地域への海外展開に取り組む中堅・中小企業等の支援に向けて、官民の支援機関の連携により支援施策の効果的かつ一体的な運用を確保するとともに、外部専門家等を活用した企業の戦略策定から現地販路拡大等までの切れ目のない支援を提供するために、新輸出大国コンソーシアムを設立し、その支援の提供（以下、「本事業」という）を実施する。

2. 事務局

本事業の事務局は独立行政法人日本貿易振興機構とし、事務局は、企業への支援や参加機関間の調整、企業情報の管理その他本事業の円滑な運営に資する各種事務を執り行う。

3. 参加機関

- (1) 本事業の参加機関は、政府、政府関係機関、地方自治体、地方経済団体、金融機関及びそれらに準じる支援機関とする。ただし、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する機関の参加を認めない。
- (2) 本事業への参加を希望する機関は、本事業の支援機関に係る事務局ウェブサイト（以下、「支援機関ウェブサイト」という）上の「支援機関として登録申請の申込」の所定フォームより別紙1の「新輸出大国コンソーシアムへの参加申請書」を事務局に申し込み。事務局は当該申請書を審査の上、前項の規定に基づき参加の可否を決定し、当該機関に通知する。
- (3) 参加機関は、支援機関ウェブサイト上の掲載内容の変更や本事業からの脱退を希望する場合、本事業ウェブサイトの「お問い合わせ」の所定フォームから事務局に対して別紙2の「新輸出大国コンソーシアムからの脱退届」を提出する。
- (4) 前二項の規定に関わらず、本事業に参加する機関を事務局が別に定めることができるものとする。

4. 支援対象企業

本事業の支援対象は、上記 1 の目的に合致する日本の中堅・中小企業等のうち、本事業の参加機関が提供する支援サービスの利用を希望する者とする。

5. 企業支援の流れ

- (1) 本事業の利用を希望する中堅・中小企業等からの支援依頼を受けた参加機関（以下、「紹介元機関」という）は、当該企業（以下、「支援先企業」という）の課題や希望する支援等を把握した上で、当該企業に対する支援を自ら行う又は他の適切な参加機関への紹介・協力を得て当該企業への支援が行われるよう、必要な検討及び準備を行う。参加機関は、当該企業に対し、本実施要綱で定める条件等につき説明し同意を得た上で、当該企業に対する支援を提供するものとする。なお、適切な紹介先となる参加機関が不明な場合等は、必要に応じて事務局に相談することも可能。
- (2) 前項に関し、事務局が本事業の利用を希望する中堅・中小企業等から支援依頼を直接受けた場合、事務局が必要があると認める場合は、事務局に配置された「新輸出大国コンシェルジュ」で適切な者（以下、「担当コンシェルジュ」という）を当該支援企業の担当者として指名し、担当コンシェルジュが支援先企業の課題や希望する支援等を把握した上で、当該企業に対する支援を自ら行う又は他の適切な参加機関への紹介・協力を得て当該企業への支援が行われるよう、必要な検討および準備を行う。
- (3) 事務局または担当コンシェルジュ（以下「事務局等」という）は、支援先企業と相談の上、事務局を含む適切な支援サービスを提供する本事業参加機関（以下、「紹介先機関」という）に支援先企業を紹介するよう努める。事務局等は、支援先企業の同意を得た上で、紹介先機関に対し支援の協力を依頼し、紹介先機関は、当該支援先企業に対し適切な支援サービスを提供するよう努める。

6. 情報の利用及び管理

- (1) 紹介元機関及び紹介先機関は、支援先企業の海外展開に向けて必要な支援に関する情報や、既に提供した支援サービスの内容等について、相互及び事務局等と隨時情報共有を行う。その際、事務局等は、支援先企業に対する支援サービスの提供と関係する参加機関の間の情報共有が円滑になされるよう、必要な調整を図るものとする。
- (2) 前項の規定に基づき、紹介元機関又は事務局等は、支援先企業に関する情報を紹介先機関に提供する場合には、その内容及び情報提供先について、予め当該支援先企業の了承を得るものとする。また、事務局等は、支援先企業に関する情報を紹介先機関に提供する場合には、その内容及び情報提供先について、予め紹介元機関の了承を得るものとする。
- (3) 参加機関及び事務局は、紹介元機関から提供された支援先企業に関する情報について

て、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から開示を要求された場合を除き、紹介元機関及び当該支援先企業の事前の了解なく第三者に開示してはならない。

- (4) 参加機関及び事務局は、前各項に掲げる情報について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

7. その他

- (1) 参加機関は、本事業を利用する支援先企業に対して、支援サービスの提供に係る審査において優先的に配慮する又は支援に係る手続を簡略化する等の優遇措置を講じるよう必要な検討を行う。
- (2) 本要綱に定めのない事項又は本要綱の解釈に疑義を生じた事項については、事務局が参加機関と協議し、解決を図る。
- (3) 事務局は、本事業の運用状況等を踏まえ、必要に応じ本要綱を改定し、参加機関に通知するものとする。その際、事務局は、改定の内容について利害関係を有する参加機関と事前に協議を行うものとする。
- (4) 本事業を通じて他機関に紹介された支援先企業に何らかの問題が生じた場合、支援に関与した紹介元機関及び紹介先機関は、その問題が自らの故意または重大な過失によって引き起こされた場合を除き、その責を負わない。また、支援先企業が紹介先機関に損害を与えた場合、その問題が紹介元機関による故意又は重大な過失によって引き起こされた場合を除き、当該紹介元機関は、その責を負わない。
- (5) 事務局は、本事業の運営や参加機関の取次等により生じた関係者間の争いや損害について、それらが事務局による故意または重大な過失によって引き起こされた場合を除き、その責を負わない。

別紙1

年 月 日

新輸出大国コンソーシアム事務局
独立行政法人日本貿易振興機構 御中

組織名
代表者名 印

新輸出大国コンソーシアムへの参加申請書

上記の件について、本事業に参加するため、新輸出大国コンソーシアムの運営に係る実施要綱の内容に同意の上、同実施要綱3(2)の規定に基づき、参加申請書を提出いたします。

以上

別紙 2

年 月 日

新輸出大国コンソーシアム事務局
独立行政法人日本貿易振興機構 御中

組織名
代表者名 印

新輸出大国コンソーシアムからの脱退届

上記の件について、○○○○年○○月○○日をもって本事業からの脱退を希望するため、新輸出大国コンソーシアムの運営に係る実施要綱3（3）の規定に基づき、脱退届を提出いたします。

以上